

産後ケア(宿泊型) 事業のご案内



「産後、家族などの手助けがない」「体調がすぐれない」「はじめての子育てで不安」などの悩みを抱えたお母さんが、赤ちゃんと一緒に助産師から母子のケアや授乳指導、育児指導等を受けることができます。



利用できる方

下記全てにあてはまるお母さんと生後10週未満のお子さん

- ・ 中央区民
- ・ 体調不良や育児不安等がある
- ・ ご家族などからの援助がうけられない

※医療行為の必要な方などは利用できません。

※既往歴等によっては利用できないことがあります。詳細は実施施設HPをご覧ください。



実施施設

聖路加助産院 マタニティケアホーム(東京都中央区明石町1-24 2~4階)

予約電話番号:03-6264-7070(予約受付時間:13~15時) 問合せ電話番号:03-5550-7177

※予約をとる際は、予約電話番号にお電話をおかけください。



利用期間

1泊から利用でき、最長6泊7日まで利用できます。



利用者負担金

1泊2日 10,000円(食事を含む)

※以後1日ごとに10,000円加算されます。

※住民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は全額免除されます。(世帯とは住民票上とは限りません)

※双子の場合は利用者負担金が追加になります。金額についてはお問い合わせください。



申請先・問合せ先

※申請方法や利用の流れについては裏面をご覧ください。

申込み先	所在地	電話
中央区保健所健康推進課	中央区明石町12-1	03-3541-5930
日本橋保健センター健康係	中央区日本橋堀留町1-1-1	03-3661-5071
月島保健センター健康係	中央区月島2-10-3	03-5560-0765



産後ケアの主な内容

育児に慣れたい、授乳リズムをつかみたい、産後のサポートがない、などの赤ちゃん和妈妈の抱える悩みに助産師が専門的支援を行います。

主に次のようなケアを受けられます。

- ・ 授乳相談
- ・ 乳房マッサージ
- ・ 沐浴の練習
- ・ 育児相談

1日の過ごし方は、助産院のHPをご覧ください。(右の2次元コード参照)





産後ケア事業のご利用方法



①利用申請

利用を希望する方は、中央区保健所、日本橋保健センター、月島保健センターのいずれかに申請書を提出してください。（申請は郵送でも可能です。）
利用日14日前まで申請が可能です。

【必要書類】

- (1) 中央区産後ケア(宿泊型)事業利用申請書(※区のHPからダウンロードできます。)
- (2) 母子健康手帳(郵送の場合は、お子様の生年月日もしくは出産予定日がわかるページのコピーを同封してください。)
- (3) 市町村民税非課税証明書または生活保護受給者証(必要な方のみ)

②利用の決定

申請内容を審査の結果、利用決定しましたら、中央区産後ケア(宿泊型)事業利用承認通知書を交付いたします。（ご自宅に郵送いたします。）

ご出産

③利用の予約

ご出産後、利用希望日の3日前に聖路加助産院 マタニティークアホームに電話連絡し、予約をとってください。（電話番号:03-6264-7070 予約受付時間:13~15時）
※満床等の理由により希望日に入所できないこともあります。
※キャンセルは、利用日前日の15時までに聖路加助産院 マタニティークアホームあてに電話連絡を行ってください。
※利用決定後、医療行為が必要になる既往歴等により施設の受け入れが難しい場合など、対象者要件に非該当となった場合は本事業をご利用いただけませんので、ご注意ください。
※聖路加助産院マタニティークアホームのホームページもあわせてご覧ください。

④聖路加助産院 マタニティークアホームに入所、産後ケアを受ける。

利用日当日は、13時30分から14時の間に入所となります。

【利用の際の主な持ち物】

母子健康手帳、診察券、保険証、印鑑、母の入院中の衣類、哺乳瓶・粉ミルク、洗面用品、産褥パット、湯のみ等、かかとが覆われている滑らない履物、ナプキン、おむつ・おしり拭き、授乳用ガーゼ、綿棒、赤ちゃん保湿剤

⑤退所、ご自宅へ

退所は午前11時となります。
利用者負担金はその際に、聖路加助産院 マタニティークアホームへお支払いください。ホーム利用中の物品購入などにより、別途費用が発生することがあります。
退所後、必要に応じて聖路加助産院 マタニティークアホームと区保健師が連携を取りながらサポートさせていただきます。